

# 山口県報

平成28年  
9月16日  
(金曜日)

## 目次

○告示

管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課)……………一

管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課)……………一

指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)……………一

○公告

一般競争入札の実施(厚政課)……………二

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)……………四

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(四件)(商政課)……………五

○選管告示

直接請求に必要な有権者の数……………六



### 山口県告示第二百八十三号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

平成二十八年九月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 講習会の主催者

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号

#### 二 講習会の開催期間

- 平成二十九年二月六日(月曜日)から同月二十七日(月曜日)まで
- 講習会の開催場所  
山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館
- 講習会の受講料  
一万八千円

### 山口県告示第二百八十四号

美容師法(昭和三十二年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

平成二十八年九月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 講習会の主催者

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号

#### 二 講習会の開催期間

平成二十九年二月六日(月曜日)から同月二十七日(月曜日)まで

#### 三 講習会の開催場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館

#### 四 講習会の受講料

一万八千円

### 山口県告示第二百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十八年九月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成二年農林水産省告示第三百五十号(一)に係るものに限る。)(一)に定めるところによる。

#### 二 変更に係る指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法  
変更しない。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
美祢市於福町上字柳ヶ坪七九九から八〇五まで、八〇五第一、八〇六から八一五まで、八一五の一から八一五の五まで、八一五の七、八一五の八、八一五の一四、八一五の一八から八一五の二〇まで、八一五の三三、八一五の三三、八一六から八一九まで、八二三、八二四、八二六から八三一まで、三六六五、三六七五、三六九五
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

- 下関市菊川町大字下保木字柳谷恵水ヶ浴三三〇、三四三、字柳谷三四一、三五五、三五八、五七九から五八五まで、字柳谷新八ヶ浴三四八、字柳谷新八 三五一、字柳谷西三五二、三五二の一から三五二の三まで、字柳谷東三五三の一から三五三の三まで、豊浦町大字川棚字一の瀬七二七の一、七二七の二、七三七、七三八、字鷹ヶ浴七二七の四、七二七の八、字山下七四八、七五三、七五六、字山田七八七の一、七八七の二、字深液七九〇の三、七九〇の四、七九〇の八

- 長門市西深川字柏ノ木八九、九〇の一、深川湯本字岩ヶ河内一三九から一四一まで  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



(三七七) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十八年九月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

- (一) 次に掲げる物品等の購入  
物品等の名称  
電気
- (二) 物品等の予定数量  
二百六十三万六千二百八十キロワット時
- (三) 物品等の特質等  
入札説明書及び仕様書による。
- (四) 納入期間  
平成二十九年一月一日から平成三十一年十二月三十一日までの間
- (五) 納入場所

二 山口県環境保健センター薬庁舎及び山口県環境保健センター大蔵庁舎  
入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。  
(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百二十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十八年山口県告示第二十八号)に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条の二の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(五) 平成二十八年九月十六日から同年十一月一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市葵二丁目五番六七号 山口県環境保健センター薬庁舎総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

平成二十八年九月十六日から同年十月十四日までの午前九時から午後四時三十分までの間、山口県環境保健センター薬庁舎総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

(三) 山口県環境保健センター薬庁舎総務課  
受領期限

平成二十八年十月二十八日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十八年十一月一日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所 山口市葵二丁目五番六七号 山口県環境保健センター薬庁舎大会議室

(二) 日時 平成二十八年十一月一日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自書)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県環境保健センター所長 調 恒明

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否 要

(四) 契約保証金 免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十八年九月二十六日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県環境保健センター薬庁舎総務課(電話〇八三一九二二―七六三〇)に問い合わせること。



大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

勝田 信弘

- 四 届出年月日  
平成二十八年九月二日
- 五 変更年月日  
平成二十八年九月一日

(三八〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年四月二十六日山口県公告(一八三)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年九月十六日から同年十月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年九月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久厚狭店

所在地 山陽小野田市大字厚狭四七八の一

- 二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三八一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年五月六日山口県公告(一九三)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年九月十六日から同年十月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年九月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 (仮称)ドラッグコスモス川下店
- 所在地 岩国市中津町三丁目九二七の二
- 二 意見の概要

交通に係る事項について配慮を求める。

(三八二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年五月六日山口県公告(一九四)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年九月十六日から同年十月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年九月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ安岡店

所在地 下関市梶栗町四丁目三番三三号

- 二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三八三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年五月六日山口県公告(一九五)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年九月十六日から同年十月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年九月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ小郡店

所在地 山口市小郡下郷七六三の二

二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。



山口県選挙管理委員会告示第九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成二十八年九月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

| 直接請求の種類          | 根拠規定          | 必要な有権者の数 |
|------------------|---------------|----------|
| 県条例の制定又は改廃の請求    | 地方自治法第七十四条第一項 | 二二、八三二   |
| 県の事務の執行に関する監査の請求 | 地方自治法第七十五条第一項 | 二四八、九四七  |
| 県議会の議員の解職の請求     | 地方自治法第七十六条第一項 | 二四八、九四七  |

|            |    |
|------------|----|
| 下関市選挙区     | 七六 |
| 宇部市選挙区     | 四七 |
| 山口市選挙区     | 五三 |
| 防府市・阿武町選挙区 | 一五 |
| 萩市選挙区      | 三二 |
| 岩国市・和木町選挙区 | 四〇 |
| 光市選挙区      | 一四 |
| 長門市選挙区     | 〇四 |
| 柳井市選挙区     | 一〇 |
| 美祢市選挙区     | 一五 |
| 周南市選挙区     | 八五 |
| 山陽小野田市選挙区  | 四二 |
| 山口県知事      | 一七 |

平成二十八年九月十六日印刷

発行所 山口県知事

|                                    |                          |                 |         |
|------------------------------------|--------------------------|-----------------|---------|
| 知事の解職の請求                           | 地方自治法第八十一条第一項            | 上関町・田布施町・平生町選挙区 | 五、二四七   |
| 副知事並びに県選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求 | 地方自治法第八十六条第一項            |                 | 八、九三二   |
| 県教育委員会の教員及び委員の解職の請求                | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条 |                 | 二四八、九四七 |